

魚津市告示第80号

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱の一部改正
について

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示
第39号）の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新生活応援世帯A 認定申請日の前年度3月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ認定申請日の年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計が500万円未満で、次号に定める新生活応援世帯Bに該当しないものをいう。</u></p> <p>(4) <u>新生活応援世帯B 認定申請日の前年度3月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ認定申請日の年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、前年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものをいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住宅取得額が100万円以上であること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者は、子育て世帯においては子の養育者、新婚世帯、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bにおいては婚姻した<u>夫妻のうち</u>、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(3) (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例によるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新生活応援世帯A 令和5年3月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ令和5年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、令和4年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）の合計が500万円未満であるものをいう。</u></p> <p>(4) <u>新生活応援世帯B 令和5年3月1日以降に婚姻した世帯であって、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下かつ令和5年度（4月から6月までの期間に申請しようとするときは、令和4年度）の本人及び本人と同一の世帯員に係る合計所得金額の合計が500万円未満であるものをいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>住宅取得額が100万円を超えること。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者は、子育て世帯においては子の養育者<u>とし</u>、新婚世帯、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bにおいては婚姻した<u>夫妻とする</u>。また、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(事業計画の認定申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和24年法律第81号)に基づく世帯全員の住民票の写し</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 世帯全員の所得証明書(新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの場合のみで、<u>認定申請日の年度のもの。ただし、認定申請日が4月から6月までの期間の場合は前年度のもの</u>)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条―第11条 (略)</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第12条 子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの認定者においては<u>認定申請日の年度の末日までに</u>、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)―(8) (略)</p> <p>第13条―第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(事業計画の認定申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金事業計画認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金の交付の対象となる事業計画である旨の認定を受けなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民基本台帳法(昭和24年法律第81号)に基づく世帯全員の住民票の写し<u>(子育て世帯の場合)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 世帯全員の所得証明書(新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの場合)</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第8条―第11条 (略)</p> <p>(交付申請及び実績報告)</p> <p>第12条 子育て世帯及び新婚世帯の認定者においては事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、新生活応援世帯A及び新生活応援世帯Bの認定者においては<u>令和6年3月31日</u>までに、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)―(8) (略)</p> <p>第13条―第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第7条に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する</p>

改正後	改正前
様式第1号 (第7条関係) 【別記1】	様式第1号 (第7条関係) 【別記1】
様式第2号 (略)	様式第2号 (略)
様式第3号 (第9条関係) 【別記2】	様式第3号 (第9条関係) 【別記2】
様式第4号 (第10条関係) 【別記3】	様式第4号 (第10条関係) 【別記3】
様式第5号 (第12条関係) 【別記4】	様式第5号 (第12条関係) 【別記4】
様式第6号 (略)	様式第6号 (略)
様式第7号 (第14条関係) 【別記5】	様式第7号 (第14条関係) 【別記5】

【別記 1】

改正案

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
世帯区分 (希望するもの 1 つに ☑してください)	<input type="checkbox"/> 子育て世帯	<input type="checkbox"/> 新婚世帯
	<input type="checkbox"/> 新生活世帯 A	<input type="checkbox"/> 新生活世帯 B
延床面積（予定）	① 自己の居住部分	m ²
	② 居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③ 合計（① + ②）	m ²
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
その他に関する事項 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません。（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国、県又は市の他の補助制度に申請していません。（新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B のみ）	

備考

市税等とは、固定資産税、市民税等を指します。

【別記 1】

現行

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画認定申請書

魚津市長

あて

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金の交付の対象となる旨の認定を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

建築場所又は所在地	魚津市	
世帯区分 (希望するもの 1 つに ☑してください)	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 ・ <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 新生活世帯 A ・ <input type="checkbox"/> 新生活世帯 B	
延床面積（予定）	①自己の居住部分	m ²
	②居住以外の部分（併用住宅の場合）	m ²
	③合計（①＋②）	m ²
建築のとき	着工（予定）年月日	年 月 日
	完成（予定）年月日	年 月 日
購入のとき	購入（予定）年月日	年 月 日
	転入（予定）年月日	年 月 日
その他に関する事項 (☑してください)	<input type="checkbox"/> 市税等を滞納していません。（世帯全員）	
	<input type="checkbox"/> 本制度と補助対象が重複する国、県又は市の他の補助制度に申請していません。（新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B のみ）	

備考

1 下に掲げる書類を添付してください。

(1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び求積表

(2) 住民基本台帳法に基づく世帯全員の住民票の写し（子育て世帯の場合）

(3) 申請者の戸籍謄本（新婚世帯、新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B の場合）

(4) 世帯全員の所得証明書（新生活応援世帯 A 及び新生活応援世帯 B の場合）

(5) 住宅取得額が分かる書類

(6) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 市税等とは、固定資産税、市民税等を指します。

【別記 2】
様式第 3 号（第 9 条関係）

改正案

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画変更認定申請書

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画
について、当該計画を変更したいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援
補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

【別記 2】
様式第 3 号（第 9 条関係）

現行

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業計画変更認定申請書

魚津市長 あて

申請者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業計画
について、当該計画を変更したいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援
補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

【別記3】

改正案

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業中止届

魚津市長

宛

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

【別記3】

現行

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
事業中止届

魚津市長 あて

申請者

住所

氏名

連絡先（電話）

年 月 日付け 第 号をもって認定を受けた事業について、当該事業を中止したいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

【別記 4】

改正案

様式第 5 号（第12条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けた
いので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定に
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円	
住宅の取得費用	円	
事業 の 成 果	建築場所又は 所在地	魚津市
	取得区分※ (☑してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 m ² ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m ² ③合計（①＋②） m ²
認定通知書の 番号及び日付	年 月 日付け 第 号	

※ 建売：築3年以内の入居履歴のない住宅

中古：新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅

【別記 4】

現行

様式第 5 号（第12条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
交付申請書兼実績報告書

魚津市長

あて

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援事業が完了し、補助金の交付を受けたいので、魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

補助金交付申請額		円
住宅の取得費用		円
事業の成果	建築場所又は所在地	魚津市
	取得区分※ (☑してください)	<input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 建売 ・ <input type="checkbox"/> 中古
	事業完了日	年 月 日
	延床面積	①自己の居住部分 m^2 ②居住以外の部分（併用住宅の場合） m^2 ③合計（①＋②） m^2
認定通知書の番号及び日付		年 月 日付け 第 号

備考

次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 建物の登記事項証明書
- (3) 工事請負契約書又は住宅売買契約書等の写し
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 世帯全員の市税等の完納証明書（非課税である者は滞納がないことを証明する書類）
- (6) 建物（工事）引渡書の写し
- (7) 住宅の外観写真
- (8) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

※建売 築3年以内の入居履歴のない住宅

中古 新築住宅又は建売住宅ではない建築済の住宅

【別記 5】

改正案

様式第 7 号（第 14 条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長 宛

申請者 住 所
氏 名

請求金額 円

ただし 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通		口座番号					
	2 当座							
	3 その他()							

【別記5】

現行

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金
請求書

魚津市長 あて

申請者

転入後住所

氏名

請求金額

円

ただし 年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定を受けた魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード [※]				店舗コード [※]			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。